

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会
関係規程・要綱・要領集
(様式を除く)

NO	名 称	頁
1	青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置規程	1
2	青森県福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関認証要綱	4
	別記 福祉サービス第三者評価認証基準 (様式第1号～7号、様式11号)	7
3	福祉サービス第三者評価調査者名簿登録要領	9
	別記 評価調査者名簿登録証明書 (様式第12号～13号)	11
		/
4	福祉サービス第三者評価事業評価業務実施要綱	12
	別記1 サービス種類別第三者評価基準及びサービス内容 評価基準	15
	別記2 利用者調査項目	15
	別記3 第三者評価のプロセス	/
5	福祉サービス第三者評価機関募集要領	16
6	福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要綱	18
	別表1 評価調査者養成研修カリキュラム	21
	別表2 評価調査者継続研修カリキュラム	22
	別表3 社会的養護関係施設評価調査者養成研修カリキュラム	22
	別表4 社会的養護関係施設評価調査者継続研修カリキュラム	23
	細則 評価調査者の養成研修等受講に係る取扱いについて	24
	別記1 修了認定申請書 (様式第14号～16号)	25
7	福祉サービス第三者評価事業評価結果公表要綱	26
	(様式第8～10号)	/
8	青森県福祉サービス第三者評価推進委員会情報公開要領	28
	(様式第1号)	/
9	青森県福祉サービス第三者評価推進委員会苦情対応要領	30
	(様式第1号)	/
10	青森県福祉サービス第三者評価推進委員会文書取扱要綱	31
	別表1	33
11	青森県福祉サービス第三者評価推進委員会の報酬及び費用弁償 に関する要綱	34

平成31年2月4日現在

1 社会福祉法人青森県社会福祉協議会 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置規程

設 置 平成 17 年 3 月 18 日

一部改正 平成 17 年 5 月 26 日

一部改正 平成 23 年 9 月 16 日

(設 置)

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会に、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 推進委員会は、青森県における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の指針を定め、第三者評価の推進を行うとともに、評価の信頼性の確保を図ることにより、青森県内における福祉サービスの質の向上と利用者の福祉サービスの適切な選択に資することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証及び認証の取消に関すること。
- (2) 第三者評価基準及び評価手法の策定及び変更に関すること。
- (3) 第三者評価結果の公表に関すること。
- (4) 評価調査者等の養成研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業の普及啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業の情報公開に関すること。
- (7) 第三者評価事業の苦情に関すること。
- (8) 第三者評価事業の評価手法等の研究に関すること。
- (9) 評価機関相互の連携に関すること。
- (10) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(推進委員会の構成及び委員の選任)

第 4 条 推進委員会は 12 名の委員で構成し、次に掲げる各号により、社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）が選任し、委嘱する。

- (1) 社会福祉に関し学識経験を有する者
- (2) 法律に関し学識経験を有する者
- (3) 福祉サービスの提供者を代表する者
- (4) 利用者を代表する者
- (5) 公益を代表する者
- (6) 行政を代表する者

(推進委員会の委員の任期)

第 5 条 推進委員会の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(推進委員会の委員長等)

第 6 条 推進委員会に、委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する順位により副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 推進委員会の業務の決定は、委員の合議によって行う。ただし、日常の軽易な業務については委員長が専決し、推進委員会に報告する。

2 推進委員会は、委員長が招集する。

- 3 推進委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 4 推進委員会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の議長となる。

(組織)

第8条 推進委員会に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 福祉サービス第三者評価認証等委員会
 - (2) 福祉サービス第三者評価基準等委員会
- 2 福祉サービス第三者評価認証等委員会（以下「認証等委員会」という）及び福祉サービス第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という）は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 認証等委員会は、第3条第1号、第6号、第7号及び第9号に規定する事業を行う。
 - (2) 基準等委員会は、第3条第2号、第3号、第4号、第5号及び第8号に規定する事業を行う。

(認証等委員会及び基準等委員会の委員)

第9条 認証等委員会及び基準等委員会は、次の定めるところにより、推進委員会の委員のうちから委員長が指名する。

- (1) 認証等委員会
 - ア 社会福祉に関し学識経験を有する者
 - イ 法律に関し学識経験を有する者
 - ウ 福祉サービスの提供者を代表する者
 - エ 利用者を代表する者
 - オ 公益を代表する者
 - カ 行政を代表する者
 - (2) 基準等委員会
 - ア 社会福祉に関し学識経験を有する者
 - イ 法律に関し学識経験を有する者
 - ウ 福祉サービスの提供者を代表する者
 - エ 利用者を代表する者
 - オ 公益を代表する者
 - カ 行政を代表する者
- 2 各委員会の運営に必要と認められる場合、委員は併任することができる。

(認証等委員会及び基準等委員会の委員長等)

第10条 第8条に規定する委員会に、それぞれ委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(認証等委員会及び基準等委員会の会議)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 推進委員会において別段の定めをした事項のほかは、認証等委員会及び基準等委員会の議決を持って推進委員会の議決とする。

(認証及び認証の取消)

第12条 推進委員会は、第3条第1号に規定する認証及び認証の取り消しに関する実施基準等を別に定める。

(評価基準の策定及び変更)

第13条 第3条第2号に規定する評価基準及び評価手法は、福祉サービス評価基準及び評価手法を別に策定し、必要に応じ変更を行う。

(評価結果の公表)

第14条 第3条第3号に規定する第三者評価結果の公表は、評価機関から報告を受けた評価結果を別に定め

る様式に従い、推進委員会が開設するホームページ及び関係機関窓口等において行う。

(養成研修)

第15条 第3条第4号に規定する養成研修（以下「養成研修」という。）は、次に掲げる研修とする。

- (1) 評価調査者の養成研修
 - (2) 評価調査者の継続研修
 - (3) その他第三者評価事業の実施に必要な研修
- 2 養成研修に必要な事項は、別に定める。

(普及啓発)

第16条 第3条第5号に規定する普及啓発は、第三者評価事業を促進させることを目的とした各種啓発事業を行う。

(情報公開)

第17条 第3条第6号に規定する情報公開は、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、情報公開を行う。

(評価事業への苦情対応)

第18条 第3条第7号に規定する苦情は、評価事業の苦情に関する窓口を設け、適切な解決に努める。

- 2 苦情解決に関して必要な事項は、別に定める。

(事業の報告)

第19条 推進委員会の委員長は、年1回、県社協会長に、推進委員会の業務状況等について報告する。

(委員の守秘義務)

第20条 推進委員会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(事務局)

第21条 推進委員会の事務を処理させるために、推進委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長のほか職員を置く。
- 3 事務局長は、推進委員会の委員長の命を受け、局務を掌理する。

(職員の守秘義務)

第22条 推進委員会の事務局の職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(施行事項)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月26日から施行する。

附 則（平成23年9月16日一部改正）

この規程は、平成23年9月16日から施行する。

2 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会 評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第12条の規定に基づき、推進委員会が福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に対して行う、認証の基準、認証手続き及び評価機関が守るべき義務等を定めることにより、評価機関の育成とその事業の公平性、信頼性及び透明性を確保することを目的とする。

(評価機関の定義)

第2条 評価機関とは、推進委員会の認証を受けたものとする。

2 社会的養護関係施設の第三者評価事業を実施する評価機関（以下「社会的養護関係施設第三者評価機関」という。）とは、前項の評価機関のうち、第3条の認証基準を満たし、推進委員会の認証を受けたものとする。

(認証基準)

第3条 評価機関として認証を受けるために必要な要件は、別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」のとおりとする。

(評価機関の募集)

第4条 推進委員会は、評価機関の認証を行うため、原則として毎年度1回、評価機関の募集を行う。

2 評価機関の募集に必要な事項は、別に定める。

(認証申請及び更新)

第5条 評価機関の認証を受けようとする法人（以下「認証申請法人」という。）は、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（様式第1号）に法人の組織、事業内容を示す書類、予定する第三者評価事業の内容を示す書類等、必要な書類を添えて、認証申請を行うものとする。

(申請料・手数料)

第6条 認証申請法人は、認証申請に係る費用として下記の申請料を、推進委員会に対し振り込むものとする。

(1) 新規認証申請料 150,000円 + 消費税

(2) 更新認証申請料 100,000円 + 消費税

2 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を受けようとする法人は、認証申請に係る費用として手数料30,000円+消費税を、推進委員会に対し振り込むものとする。

(認証の手順)

第7条 認証申請は、第3条に規定する認証基準をすべて満たしていることを要件とする。

2 推進委員会は、認証申請法人からの申請に基づき、その内容を調査、検討し、認証の可否を決定する。

(認証の決定通知)

第8条 評価機関の認証等の決定通知は、次に掲げる各号により行う。

(1) 推進委員会委員長は、評価機関の認証を決定したときは、認証申請法人に対して「福祉サービス第三者評価機関認証決定通知書」（様式第2号）を交付する。

(2) 推進委員会委員長は、評価機関を認証しないこととしたときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」（様式第3号）を交付する。

(登録料)

第9条 評価機関の認証が決定された法人は、速やかに認証登録料36,000円（消費税含む）を、推進委員会に対し振り込むものとする。

(認証登録証明証の発行と認証の有効期間)

第 10 条 評価機関としての認証が決定され、第 9 条に規定された登録料の振込みが終了した法人に対して、推進委員会は、認証登録証明証(様式第 4 号)を交付する。

2 認証の有効期間は、前項の認証登録証明書を交付された日(以下、「認証日」という。)から認証日の属する年度の翌年度 1 年間とする。

(変更の届け)

第 11 条 評価機関は、第 5 条に規定する申請書の記載事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合又は変更の事由が発生したときは、推進委員会に対して速やかに「福祉サービス第三者評価機関認証申請内容変更届」(様式第 5 号)に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退及び廃止)

第 12 条 評価機関は、認証を辞退する場合又は事業を廃止した場合、30 日以内に「福祉サービス第三者評価機関認証辞退・廃止届」(様式第 6 号)の提出により、その旨を届けなければならない。

2 推進委員会委員長は、評価機関より前項の届出がされた場合には、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」(様式第 7 号)を交付する。

(認証の取消し)

第 13 条 推進委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査、検討し、認証取消しの決定をする。

(1) 第 3 条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けたとき

(2) 次に掲げる不正な行為を行ったとき

ア 第三者評価事業を行った事業者から評価料金とは別の金品を受け取る行為

イ 守秘義務に違反する行為

ウ サービス利用者や事業者等の人権を侵害する行為

エ 法令に違反する行為

オ その他社会通念上不正と認められる行為

(3) 評価事業の信頼性を著しく損なう評価を行ったとき

(4) 契約の不履行

2 推進委員会委員長は、評価機関の認証を取消したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」(様式第 7 号)を交付する。

(事業報告等)

第 14 条 評価機関は、毎事業年度終了後、概ね 1 ヶ月以内に、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価事業実績報告書」(様式第 11 号)を提出しなければならない。

2 評価機関は、推進委員会が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るために必要な場合には、事業報告等の内容及び提出について、調査、指導及び助言を受けるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するための必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 10 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日一部改正)

この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 2 日一部改正)

この要綱は、平成 21 年 11 月 2 日から施行する。

附 則（平成24年6月1日一部改正）

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 平成24年度における社会的養護関係施設第三者評価機関の認証期間の始まりは、第10条の定めに関わらず、認証申請日とする。

附 則（平成26年3月25日一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月4日一部改正）

この要綱は、平成31年2月4日から施行する。

福祉サービス第三者評価機関認証基準

1 組織に関する要件

- (1) 法人格を有し青森県内に事務所を開設していること。
- (2) 前項の法人格とは、公益法人、特定非営利活動法人、営利法人等、法人の形態は特に問わない。
- (3) 外部の有識者で構成する第三者性を有した評価を決定する委員会等（以下「評価決定委員会」という。）を設置していること。
- (4) 評価調査者として、推進委員会が公表する名簿に登載されているものの中から、必要な資格や経験を有している者を2名以上擁していること。
- (5) 所属する評価調査者にたいして、推進委員会が実施する評価調査者継続研修の受講の機会を確保していること。

2 評価の実施範囲等に関する要件

- (1) 評価機関となる法人の役員数の過半数が、福祉サービス事業の経営者である場合は、当該サービス事業者の評価を行わないこと。
ただし、評価結果の決定にあたって、評価決定委員会等を開催し、当該委員会の承認を得ることが確保されている場合は、この限りでない。
- (2) 評価決定委員会の委員は、評価を受審する福祉サービス事業者と次に掲げるような利益相反関係に存する恐れがなく、公正中立な立場の者であること。
 - ① 評価決定委員会の委員は、現在、評価対象福祉サービス事業所又は評価対象事業所を経営する法人に所属していないこと。
 - ② 評価決定委員会の委員は、評価対象福祉サービス事業者と利益相反するおそれがないこと。
- (3) 評価決定委員会の委員は、5名以上で構成され、評価調査者と兼務していないこと。
- (4) 評価決定委員会が行う評価決定は、合議制であること。
- (5) 評価機関に所属する評価調査者は、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ① 推進委員会が公表する名簿に登載されている者であること。
 - ② 評価を受審する福祉サービス事業者と利益相反関係に存する恐れがなく、公正中立な立場の者であること。
 - ③ 評価調査者の係わる業務について評価機関が責任をもち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていること。

3 評価内容、評価手法等に関する要件

- (1) 推進委員会が定める評価基準及び評価手法等（以下「評価基準等」という。）に基づき評価を行うことを承諾していること。
- (2) 推進委員会が定める方法により評価結果を報告することを承諾していること。

4 事業内容等を明示する規程等に関する要件

- (1) 次の規程等を整備し、かつ公開されていること。
 - ア 所属する評価調査者一覧
(評価調査者の養成研修等の修了状況、保有資格及び主要経歴等を記載したもの)
 - イ 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程等（第三者評価事業を実施するサービス種別を含む）
 - ウ 評価委員会の設置及び運営に関する規程 等
 - エ 第三者評価の手法
 - オ 個人情報保護規程
 - カ 守秘義務に関する規程
 - キ 倫理規程
 - ク 料金表
 - ケ 評価事業の実績

5 苦情対応体制に関する要件

- (1) 第三者評価事業を受けた評価対象事業者等からの苦情等に対する対応体制を整備していること。
 - ・ 苦情対応の窓口の設置
 - ・ 苦情対応担当責任者の配置
- (2) 苦情対応体制とは、受審事業者からの評価内容等に関しての苦情に対応するものとして、次に掲げるものをいう。
 - ① あくまでも、受審事業者と評価機関の契約に基づいて、両者で解決を行ものとする。
 - ② 受審事業者と評価機関との調整がつかない場合には、推進委員会に報告するものとする。

6 社会的養護関係施設第三者評価機関の要件

- (1) 上記評価機関の要件1～5を全て満たしていること。
- (2) 推進委員会等が行う「社会的養護関係施設評価調査者養成研修」の修了者である評価調査者が2名以上在籍していること。

7 更新時の要件

- (1) 評価機関が次に掲げる事項に該当する場合には、認証を行わないものとする。
 - ア 認証期間内に第三者評価の実績がない場合
 - イ 推進委員会等が行う評価調査者に必要な研修の修了者が在籍していない場合

3 福祉サービス第三者評価調査者名簿登録要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第2条に規定する評価基準中、別記1の（4）の「推進委員会が公表する名簿」（以下「評価調査者名簿」という。）への登録要領を定めることを目的とする。

(評価調査者の定義)

第2条 評価調査者とは、評価を行うに必要な資格や経験が有り、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が実施する評価調査者養成研修を修了した者で、かつ推進委員会が公表する名簿に登録されている者であること。

(評価調査者名簿の定義)

第3条 推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了した者の番号、氏名及び所属評価機関の名称等の項目（様式第12号参照）による内容を記載した一覧表を作成し、その一覧表を評価調査者名簿とする。

(名簿への登録及び登録料)

第4条 推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了し、評価調査者養成研修修了者証を付与された者が、福祉サービス第三者評価調査者名簿登録申請書（様式第12号）により評価調査者名簿に登録するものとする。

2 評価調査者名簿登録に必要な費用として、下記の登録料を、推進委員会が指定する口座に振り込むものとする。

登録料 1人につき 2,700円（消費税含む）

3 評価調査者名簿登録申請に際し、登録料を振り込んだ際に受領する領収書の写し（コピー）を添付して登録申請を行うこと。

(登録証明証の発行)

第5条 推進委員会は、評価調査者養成研修修了者が名簿の登録をした場合、名簿登録証明証（別記）を発行するものとする。

2 名簿登録証明証は、評価調査者継続研修受講管理台帳（評価調査者養成研修等実施要綱第11条関係）を兼ねるものとする。

(登録の期限)

第6条 評価調査者養成研修修了者証の発行日（以下「修了日」という。）から1年以内に評価調査者名簿登録申請をするものとする。

2 1年以内に登録されない場合には、当該修了者証の効力を無効とする。

(公表)

第7条 推進委員会は、評価調査者名簿のうち福祉サービス第三者評価事業にとって必要な項目を抽出し、評価調査者の了承のもとに、名簿を推進委員会の事務局で閲覧することで公表する。

2 推進委員会は、評価調査者の了承のもとに、評価機関に対して、評価調査者名簿のうち必要な項目を公表することができる。

(登録内容の変更)

第8条 推進委員会が公表する評価調査者名簿の登録項目の中で、当該評価調査者から登録内容の変更（様式第13号）の申出があったとき、推進委員会は福祉サービス第三者評価事業の推進に支障がないと判断した場合、評価調査者の申出のとおり変更するものとする。

(所属評価機関の表示)

第9条 評価調査者名簿に所属評価機関の欄を設け、当該評価調査者が所属している「所属評価機関」を表示する。

- 2 所属評価機関がない場合には、「所属評価機関なし」と表示する。
- 3 評価機関は、評価調査者と契約した場合は、速やかに推進委員会に通知するものとする。推進委員会は、契約の通知を受領したときには、所属評価機関欄に「所属評価機関名」を表示する。
- 4 評価機関は、所属する評価調査者に対して、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与するものとする。

(名簿からの削除)

第 10 条 次の各号にいずれか 1 つに該当する場合、推進委員会は当該評価調査者を評価調査者名簿から削除する。

- (1) 認証要綱第 13 条第 1 項 (2) に規定する「不正な行為」と同等の行為を行ったと判断された者
- (2) 必要な継続研修を修了日から 2 年以上受講していない者
- (3) 評価調査者が評価調査者名簿からの抹消を申請した場合

(名簿への再登録)

第 11 条 一度評価者調査名簿から抹消された者で再度評価調査者名簿への登録を希望する場合は、評価調査者養成研修を再受講するものとする。

(再登録の制限)

第 12 条 認証要綱第 13 条第 1 項 (2) に規定する「不正な行為」と同等の行為を行なったと判断され抹消となった者は、その抹消の日から推進委員会で定められた期間経過しなければ、再受講、再登録できないものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 推進委員会は、福祉サービス第三者評価事業の目的を達成すること以外、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報保護については、社会福祉法人青森県社会福祉協議会個人情報保護規程によるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、評価調査者名簿登録に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 8 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 22 日一部改正)

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 5 日一部改正)

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める名簿登録証明書について、施行日以前に発行したものについては、当該調査者が施行日以降初めて継続研修を受講した日に再発行するものである。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日一部改正)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日一部改正)

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 2 月 4 日一部改正)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別記

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会
評価調査者名簿登録証明書

下記の者は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会が公表する評価調査者名簿に登録したことを証する。

登録番号	平成 年度 No :
修了者証番号	平成 年度No :
氏 名	
住 所	

平成 年 月 日

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会

委員長



評価調査者名簿登録要領第5条関係

4 福祉サービス第三者評価事業評価業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第13条の規定に基づき、評価基準及び評価手法を定めるとともに、青森県における福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の評価業務の手法及びその内容等を定めることにより、適切な評価事業の実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語は、次のとおり定義する。

- (1) 「評価基準」とは、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインに基づき、推進委員会が策定する「第三者評価基準」及び「サービス内容評価基準」とする。
- (2) 「評価手法等」とは、評価基準における判断基準、評価の着眼点、及び評価基準の考え方と評価の留意点とする。

(評価基準及び評価手法等)

第3条 評価基準及び評価手法等（以下「評価基準等」という。）は、サービス種類ごとに別記1「サービス種類別第三者評価基準及びサービス内容評価基準」のとおり定める。

2 評価機関は、推進委員会が定める評価基準等に従い、サービス種類ごとに評価業務を実施する。

ただし、推進委員会の定めた評価基準等に、独自の評価項目を追加して評価業務を行うことを妨げない。

(契約)

第4条 評価機関は、第三者評価業務を行うに当たっては、福祉サービス事業者と文書による契約を取り交わすものとする。

2 契約書には、契約金額、評価機関の義務、事業者の義務、契約変更、損害賠償等、必要な事項を盛り込まなければならない。

3 評価機関は、契約に当たって、事業者に評価業務の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明しなければならない。

(評価の手法)

第5条 福祉サービス第三者評価事業の評価手法は、事業者が自ら行う自己評価、評価調査者が訪問して行う調査による評価及び利用者本人又は家族に対して行う利用者調査の三つの要素を組み合わせた評価とする。

(1) 事業者の自己評価

評価基準等に基づき、事業者自らが評価を行う。

(2) 評価調査者の訪問調査による評価

評価基準等に基づき、評価調査者が訪問等により調査を実施、その結果をもって評価を行う。

(3) 利用者調査

推進委員会が定める項目（別記2「利用者調査項目」）に基づき、評価機関が原則として全ての利用者や家族に対して、面接による聞き取り調査又はアンケート調査等により実施する。

ただし、評価機関が別に定めて調査項目を追加することを妨げない。

2 前項に掲げる評価の手法については、2名以上の評価調査者が、事前に連携を取り合い、十分に意思疎通を図り、一貫して当たるものとする。

(評価のプロセス)

第6条 福祉サービス第三者評価事業の評価のプロセスは、第3条に掲げる評価手法による評価及び調査等をもとに、別記3「福祉サービス第三者評価業務のプロセス」の例により行うものとする。

(書面調査、訪問調査及び利用者調査)

第7条 評価業務は、書面調査、訪問調査及び利用者調査により実施する。

- 2 書面調査は、事業者が行う評価基準に関する自己評価の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準等の項目ごとにサービスの実施概況等を把握する。
- 3 前項の自己評価は、評価基準等の評価項目について、事業者自らが、各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、経営者又は管理者及び各部門担当指導職員の合議により作成する。
- 4 訪問調査は、書面調査及び第5条に規定する利用者調査の集計、分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握、検証する方法により行う。
- 5 書面調査及び訪問調査においては、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。
- 6 利用者調査は、利用者のサービスに関する意向を把握するために実施し、その結果を訪問調査及び評価の資料として活用する。
- 7 利用者調査は、サービス種別ごとに利用者の意向を反映できるよう、できる限り利用者本人に対して実施することとし、回答者が特定されない適切な方法で実施する。
- 8 評価業務は、概ね3ヵ月以内で終了すること目途とする。

(評価調査者の責務)

第8条 評価調査者は、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されるものとする。

- 2 評価調査者が評価業務に従事する場合は、必ず、前項で付与された書類を提示し、身分を明らかにした上で実施する。

(評価調査者の業務)

第9条 一件の評価業務は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関認証要綱の別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」(以下「認証基準」という。)に定める評価調査者が事前に連携を取り合い、十分に意思疎通を図り、協働して実施し、かつ当該業務については同一の評価調査者が一貫して実施する。

- 2 評価結果の取りまとめは、当該評価業務に携わった各評価調査者2名以上が作成した評価結果を持ち寄り、合議により行うものとする。

(評価結果の決定)

第10条 評価機関は、評価調査者の評価結果のまとめ等を基に、評価結果を決定する。

- 2 評価機関は、次の各号の一に該当するときは、中立的な第三者により構成された評価を決定する委員会を開き、その承認等を得て評価結果を決定しなければならない。

- (1) 評価機関となる法人の役員の過半数が、福祉サービス事業の経営者であるとき。
- (2) 第3条に掲げる評価手法による結果をもとに、専門的な観点から意見を聴く必要があると判断したとき。

(評価結果の報告と同意)

第11条 評価機関は、取りまとめた評価結果を事業者に報告し、内容を説明するとともに、評価結果の公表について当該事業者の同意を得るものとする。

- 2 評価機関は、第三者評価事業の終了後、推進委員会に対して、評価結果及び公表に関する評価対

象事業者の同意の有無を報告する。

(評価結果の公表)

第 12 条 推進委員会及び評価機関は、事業者の同意が得られた評価結果を、別に定める公表要綱等に基づき公表する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、評価業務の実施に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 10 月 1 日一部改正)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後第 5 条に規定する利用者調査については、施行の日に関わらず、平成 22 年度に限り、評価機関が定めた項目で実施できるものとする。

附 則 (平成 23 年 3 月 22 日一部改正)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 5 日一部改正)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 6 月 1 日一部改正)

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日一部改正)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 16 日一部改正)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 11 月 6 日一部改正)

この要綱は、平成 27 年 11 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 24 日一部改正)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 2 月 4 日一部改正)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別記1 サービス種類別 第三者評価基準及びサービス内容評価基準

分野	サービス種類	第三者評価基準	サービス内容評価基準
児童・家庭 福祉関係	保育所	②保育所版	①保育所版
	児童館	①共通評価基準	②児童館版
	児童家庭支援センター		
	助産施設		③婦人保護施設版
	婦人保護施設		
母子福祉センター			
社会的養 護関係施 設	乳児院	③乳児院版	④乳児院版
	児童養護施設	④児童養護版	⑤児童養護版
	児童心理治療施設	⑤児童心理治療施設版	⑥児童心理治療施設版
	児童自立支援施設	⑥児童自立支援版	⑦児童自立支援版
	母子生活支援施設	⑦母子生活支援版	⑧母子生活支援版
	自立援助ホーム	①共通評価基準	⑨自立援助ホーム版
	ファミリーホーム		⑩ファミリーホーム版
障害者・児 福祉関係	障害者・児福祉関係施設	⑧障害者・児福祉サービス版	⑪障害者・児福祉サービス版
生活保護施設	救護施設	① 救護施設版	⑮救護施設版
高齢者福 祉サービ ス	特別養護老人ホーム	①共通評価基準	⑫特別養護老人ホーム版
	通所介護		⑬通所介護版
	訪問介護		⑭訪問介護版
	その他の 高齢者福祉サービス		
その他		①共通評価基準	

※個別の評価基準等は省略

別記2 利用者調査項目

サービス種類	利用者調査項目	利用者調査対象
保育所、児童館	① 保育所版	保護者
乳児院	② 乳児院版	保護者
児童養護施設	③ 児童養護版	小学校4年生以上
児童心理治療施設、 児童自立支援施設	④ 児童心理治療・児童自立支 援版	小学校4年生以上
母子生活支援施設	⑤ 母子生活支援・母親版	母親
	⑥ 母子生活支援・子ども版	小学校4年生以上
自立援助ホーム ファミリーホーム	⑦ 児童入所版	小学校4年生以上
助産施設、婦人保護施設	⑧ 母子版	利用者
児童家庭支援センター、 母子福祉センター	適用外	
その他障害児・者福祉施設	⑨ 障害版	利用者
救護施設	⑨ 障害版	利用者
高齢者福祉施設	⑩ 特別養護老人ホーム版	利用者
	⑪ 通所介護版	利用者
	⑫ 訪問介護版	利用者
	⑬ 高齢者版	利用者

※個別の利用者調査項目は省略

5 福祉サービス第三者評価機関募集要領

(目的)

第1 この要領は、福祉サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業を推進するため、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）を募集するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2 評価機関の認証を受けようとして応募できる組織は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会 評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）に記載されている別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」を満たしていること

※ 主なる要件

- ① 法人格を有し、青森県内に事務所を開設していること。
- ② 外部の有識者で構成する第三者性を有した評価を決定する委員会等を設置していること。
- ③ 評価調査者として、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が公表する評価調査者名簿に登録されているものの中から、2名以上擁していること。
- ④ 所属している評価調査者は推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了していること。
- ⑤ 所属している評価調査者に対して、推進委員会が実施する評価調査者継続研修の受講の機会を確保していること。
- ⑥ 評価内容及び評価手法が確立されていること。
- ⑦ 評価の結果を公表すること。
- ⑧ 必要な規程等を整備し、開示していること。

(募集及び応募)

第3 推進委員会が行う評価機関の募集と応募の手順は、以下のとおりとする。

- (1) 評価機関の募集のお知らせ
評価機関募集のお知らせは、推進委員会のホームページに掲載して行うほか、文書（チラシ等）の配布によって行う。
- (2) 予約（エントリー）
評価機関の認証を受けようとする組織は、認証申請の予約（エントリー）を期間内に郵送又は持参して行うこと。
- (3) 認証申請のための説明会の開催
認証申請の予約（エントリー）を締め切った後に、認証申請手続きのための説明会を開催する。そのために事務担当者（窓口責任者）の派遣を確保すること。
- (4) 評価機関の認証申請手続き
評価機関の認証申請については、認証要綱及び関連諸様式に基づき関係書類を添え、推進委員会事務局に指定の部数を持参して行うこと。
- (5) ヒアリング
持参した際に、提出された関係書類に基づいて、若干のヒアリングを行う。又必要に応じて、別途に指定した日時にヒアリングを行う。

(申請料)

第4 評価機関の認証を受けようとする組織は、申請料を推進委員会が指定する口座に振り込み、振込みを証するもの（コピー可）を評価機関認証申請書に添付すること。

- (1) 申請料
新規申請 150,000円 + 消費税
更新申請 100,000円 + 消費税
* 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証申請には、上記のほか、30,000円 + 消費税が必要となります。
- (2) その他評価機関として認証された場合、登録料が必要となります。
・登録料 36,000円（消費税含む）

(認証及び不認証の通知)

第5 評価機関認証申請後、提出された書類により審査を行い、その結果を申請のあった組織に対して、文書により通知する。

(留意事項)

第6 応募にあたっては、以下の点に留意してください。

- (1) 評価機関認証申請にかかわる書類及び資料は、返還しませんのでご了承ください。
- (2) 評価機関として認証された場合、応募された法人の申請書等の内容については、情報公開の対象とします。

(提出先及び問い合わせ先)

第7 認証申請の予約(エントリー)、認証申請又は問い合わせについては、下記にお願いします。

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会 事務局
〒 030-0822
青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2階
青森県社会福祉協議会内
TEL 017-777-9301
FAX 017-723-1394

附 則 (平成26年3月25日一部改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月4日一部改正)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

6 福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第15条の規定に基づき、評価調査者養成研修等のカリキュラム及び実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 この要綱は、福祉サービス第三者評価事業に関わる評価調査者の研修のうち、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）、評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）、社会的養護関係施設評価調査者養成研修（以下「社会的養護関係施設評価調査者養成研修」という。）及び社会的養護関係施設評価調査者継続研修（以下「社会的養護関係施設評価調査者継続研修」という。）の4種類について定める。

(研修の位置づけ)

第3条 福祉サービス第三者評価事業に関わる評価調査者は、全国組織又は他都道府県推進組織が実施する同様の研修を修了した場合でも、推進委員会が実施する研修を修了しなければならない。

2 全国組織又は他都道府県推進組織が実施する同様の研修について、推進委員会委員長が認めたものについては、推進委員会が実施する研修とみなすことができる。

(養成研修)

第4条 推進委員会は、福祉サービス第三者評価事業の評価業務に従事しようとする者を対象に、評価業務の実施に必要な知識や手法等を習得させるために養成研修を行う。

2 養成研修は、評価業務に関する総合的な知識及び手法等を習得させるために行う研修であって、別表1のカリキュラムにより実施する。

(養成研修の受講者)

第5条 推進委員会は、次に掲げる各号の中から、養成研修の受講者を決定する。

- ① 福祉、医療、保健に関する有資格者で倫理綱領を有する職能団体に属している者
- ② 学識経験者で福祉、医療、保健に関する業務を5年以上経験している者
- ③ 社会福祉法人に所属し、管理業務を5年以上経験している者
- ④ 社会福祉法人に所属し、福祉に関する経営相談等の業務に5年以上携わった者
- ⑤ その他、医療、宗教法人等に所属する者で、福祉サービス第三者評価基準等委員会委員長がこれと同等の能力を有していると認めた者

(継続研修)

第6条 推進委員会は、養成研修修了者に対して、評価業務の継続的实施のために必要な知識等の付与及び資質の向上を図ることを目的に、定期的に継続研修を実施する。

2 継続研修は、別表2のカリキュラムにより実施する。

(継続研修の受講者)

第7条 継続研修の受講者は、推進委員会が行う養成研修を終了した者で、推進委員会が公表する名簿に登録した者とする。

(社会的養護関係施設評価調査者養成研修)

第8条 推進委員会は、社会的養護関係施設の評価業務に従事しようとする者を対象に、評価業務の実施に必要な知識や手法等を習得させるために社会的養護関係施設評価調査者養成研修を行う。

2 社会的養護関係施設評価調査者養成研修は、別表3のカリキュラムにより実施する。

(社会的養護関係施設評価調査者養成研修の受講者)

第9条 推進委員会は、次に掲げる各号の中から、社会的養護関係施設評価調査者養成研修の受講者を決定する。

- ① 推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了した者で、かつ推進委員会が公表する名簿に登録された者
- ② その他、推進委員会委員長が認めた者

(社会的養護関係施設評価調査者継続研修)

第 10 条 推進委員会は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修修了者に対して、評価業務の継続的実施のために必要な知識等の付与及び資質の向上を図ることを目的に、定期的に継続研修を実施する。

2 社会的養護関係施設評価調査者継続研修は、別表 4 のカリキュラムにより実施する。

(社会的養護関係施設評価調査者継続研修の受講者)

第 11 条 社会的養護関係施設評価調査者継続研修の受講者は、推進委員会が行う社会的養護関係施設評価調査者養成研修を終了した者で、推進委員会が公表する名簿に登録した者とする。

(研修受講手続き)

第 12 条 推進委員会は、研修を開催する場合は、推進委員会のホームページ等により研修日程及び研修内容、参加費等を記載した研修案内を公開する。

2 養成研修の受講を希望する者は、受講申込書(様式第 1 4 号)に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、推進委員会に受講申込みを行うものとする。

3 推進委員会は、受講申込者の審査を行った上で、受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を受講申込者に通知する。

(研修の実施)

第 13 条 研修は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者研修及び評価調査者指導者研修を修了した者、又は推進委員会が指名した者を講師として実施する。

2 研修は、主に講義形式により行うが、必要に応じてカンファレンス形式の演習及び事業所での実習により実施する。

3 受講者は、研修に係る参加費を負担する。

(研修の修了者)

第 14 条 研修の終了者とは、一回の研修で定められたカリキュラムのすべてを履修し、推進委員会が示すテーマに沿ったレポートの提出を行い、合格した者をいう。

2 災害等により交通手段が途絶した場合及びそれに順ずるやむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、修了について配慮する。

(修了者証の交付等)

第 15 条 推進委員会は、養成研修修了者に、「評価調査者養成研修修了者証」(様式第 1 5 号)を交付する。

2 推進委員会は、継続研修及び社会的養護関係施設評価調査者継続研修の修了者に対しては、評価調査者継続研修受講管理台帳(様式第 1 6 号)に確認印を押印するものとする。

3 推進委員会は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修修了者に修了を証する書類を交付する。

(研修の効果)

第 16 条 養成研修修了者は、推進委員会が公表する評価調査者名簿に登録でき、当該名簿に登録された者は、評価調査者として評価業務を行うことができる。

2 養成研修修了者が、評価調査者養成研修終了者証が交付された日から 2 年間継続研修を受講しない場合は、養成研修修了者としての資格を失う。

3 社会的養護関係施設評価調査者養成研修修了者で、かつ評価調査者である者のみ、社会的養護関係施設の評価業務を行うことができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、評価調査者研修に関して必要な事項は、推進委員会委員長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月19日から施行する。

附 則（平成19年3月27日一部改正）

この要綱は、平成19年3月27日から施行する。

附 則（平成21年9月18日一部改正）

この要綱は、平成21年9月18日から施行する

附 則（平成24年3月5日一部改正）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第13条第2項に定める評価調査者継続研修受講管理台帳の発行は、施行日以前の評価調査者については、当該調査者が施行日以降初めて継続研修を受講した日とするものである。

附 則（平成24年6月1日一部改正）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

評価調査者養成研修カリキュラム

区分	研修科目	形態	時間数	目的	内容
基礎的研修課程Ⅰ	1 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義	1時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。 ・また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向並びにその考え方に関する講義を行う。
	2 第三者評価の全体像	講義	1.5時間	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付け並びに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
	3 評価調査者の役割と倫理	講義	1時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
基礎的研修課程Ⅱ	4 第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義	6時間	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス第三者評価基準（共通評価並びにサービス内容評価）の各項目について、その考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。 ・また、実際の第三者評価における判断ポイントについても講義により習得する。
	5 利用者調査の方法等について	講義	2時間	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価における利用者調査の位置づけや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。
演習	6 書面（事前）審査の着眼点	講義及び演習	3時間	書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・書面（事前）審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
	7 訪問調査の着眼点	演習	4時間	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。
実習	8 演習Ⅰ	実習	7時間	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことにより具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「協力施設（事業所）」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9 演習Ⅱ	実習	3時間	実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果の取りまとめについて具体的な手法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査の結果に基づいて評価調査者間での合議を行い、最終的な第三者評価結果を取りまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総括	10 まとめ	全体会	2時間	実習の成果に基づいた評価調査者として求められる技術や態度等について改めて理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・各分科会にて取りまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。 ・特に、取りまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

評価調査者継続研修カリキュラム

区分	研修科目	形態	時間数	目的	内容
	1 第三者評価の実施状況と課題	講義	1時間	青森県内における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県内における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題並びにその対応について講義を行う。 あわせて、福祉制度の動向について解説を行う。
	2 演習	演習	5時間	実際の評価調査者としての取り組みを振り返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> 他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取り組みについて、グループワークを行う。
	3 講評・まとめ	全体会	1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等について、改めて理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> 各グループにて取りまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。 特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢を改めて振り返る。

社会的養護関係施設評価調査者養成研修カリキュラム

時間数（概ね）	形態	研修課目	主な内容
1時間	講義	社会的養護関係施設の第三者評価	社会的養護関係の第三者評価の概要について理解する。
1時間	講義	社会的養護関係施設に関わる施策の動向	施設運営方針や第三者評価に係る施策の動向を把握する。
45分	講義	乳児院の現状と第三者評価	乳児院の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45分	講義	児童養護施設の現状と第三者評価	児童養護施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45分	講義	母子生活支援施設の現状と第三者評価	母子生活支援施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45分	講義	情緒障害児短期治療施設の現状と第三者評価	情緒障害児短期治療施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45分	講義	児童自立支援施設の現状と第三者評価	児童自立支援施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
1時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際①（流れ、書面調査）	評価の流れや書面調査等の実際を理解する。

1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価 の実際②（利用者調査）	利用者調査の実際を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価 の実際③（訪問調査 1）	訪問調査の目的や留意点等 を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価 の実際④（訪問調査 2）	訪問調査の実際について演習 を通して理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価 の実際⑤ （合議、報告書の作成）	報告書作成の視点や留意点 について演習を通して理解 する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の第三 者評価	社会的養護関係の第三者評価 の理解のまとめ

別表 4

社会的養護関係施設評価調査者継続研修カリキュラム

時間数（概ね）	形態	研修課目	主な内容
1 時間	講義	社会的養護関係施設に関わ る背景の動向と第三者評価	施設運営方針や第三者評価 に係る施策の動向を把握 する。
5 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価 手法（書面調査、利用者調 査、訪問調査、合議、報告 書の作成）	標準的な評価手法等 を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の第三 者評価	社会的養護関係の第三者 評価の理解のまとめ

細則 評価調査者の養成研修等受講に係る取扱いについて

1 目的

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第15条及び福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要綱（以下「養成研修等実施要綱」という。）第12条第2項において規定する、養成研修等の受講に対する修了の配慮についての必要な事項を定める。

2 対象者

養成研修等の受講者が次に掲げる要件に該当する場合、受講に対する修了を配慮することができる。

- (1) 災害等により交通手段が途絶した者
- (2) 傷病等により受講が困難な者
- (3) 親族の喪に服する必要がある者
- (4) 養成研修等の講師を務めた者
- (5) その他、推進委員会委員長が配慮することが適当であると認めた者

3 配慮の方法

上記の各号に該当する場合、その者の受講状況を踏まえ、評価業務の実施に支障がないと認められる場合は、次のように定める。

- (1) 養成研修については、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ① 推進委員会が示すテーマに沿ったレポートを、推進委員会が示す期日までに提出するものとする。
 - ② ただし、実習または1日以上必要な講義または演習を受講しなかった者は、「評価調査者養成研修修了者証」の交付を受けることが出来ない。
- (2) 継続研修については、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ① 推進委員会が示すテーマに沿ったレポートを、推進委員会が示す期日までに提出するものとする。
 - ② 前項が規定する期日とは、1年を超えないものとする。
 - ③ ただし、修了認定の申請が2年に及ぶ場合、養成研修等実施要綱第14条第2項により、養成研修修了者としての資格を失う。
 - ④ 修了認定の申請者は、レポートの採点等に係る費用を負担する。
- (3) 養成研修等の講師を務めた者については、当該年度の研修を受講したとみなすことができる。

4 申請手続

修了の認定を申請する者は、それが証明できる書類等と申請書(別記1)を推進委員会に提出する。ただし、養成研修等の講師を務めた者については、申請を必要としない。

5 免除または修了の認定

推進委員会委員長は、申請に基づいて、免除または修了の認定を決定する。

附 則

この内規は平成20年11月1日から施行する。

附 則

この内規は平成21年3月9日から施行する。

附 則

この細則は平成24年6月1日から施行する。

修了認定申請書

平成 年 月 日

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会
委員長 様住所
申出者 氏名
電話 (印)

評価調査者の養成研修等受講に係る取扱いについて第4条に基づき、下記のとおり修了の認定を申請します。

記

申請の理由		
添付書類	①	
	②	
所属評価機関名		

7 福祉サービス第三者評価事業評価結果公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第14条の規定に基づき、評価結果の公表の手続き等を定めることにより、社会福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(公表の様式)

第2条 福祉サービス第三者評価事業の評価結果の公表は、様式第9号によるものとする。

2 福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）は、前項の内容を満たした上で、独自で実施した評価結果等も加えて公表することができる。

(公表への同意)

第3条 評価機関は、評価結果を公表する場合、対象事業者から様式第10号により同意を得るものとする。

2 事業者の同意を得るに当たっては、評価結果についての丁寧な説明等を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得ること。

3 事業者から同意が得られない場合は、評価結果の公表は行わず、様式第10号のみを公表する。

4 社会的養護関係施設においては、前項の規定に関わらず、評価結果の公表を行うものとする。

(推進委員会への報告)

第4条 評価機関は、評価結果を事業者に報告した後30日以内に公表内容についての報告を、様式第8号及び様式第9号により推進委員会に対して行うものとする。

2 評価機関は、前項の報告にあたり、事業者の公表結果の同意について、様式第10号を添付するものとする。

3 評価機関は報告にあたり、評価結果公表手数料（1件8,000円＋消費税）を推進委員会に対し振り込みするものとする。

4 推進委員会は、公表内容について、プライバシー等の問題がないかを確認した上で、受領するものとする。

(評価機関における公表)

第5条 評価機関は、推進委員会への報告の後、公表内容を、当該評価機関の事務所に公表書類を備えて閲覧可能な状態としておくことにより公表する。

(削除)

2 公表の期間は、評価実施時の翌年度から2年程度とする。

(推進委員会における公表)

第6条 推進委員会は、評価機関から公表内容の報告を受けたときは、様式第9号により公表を行う。

2 事業者から同意が得られない場合は、評価内容は公表せず、様式第10号のみを公表する。

3 公表は、インターネット上の推進委員会のホームページ上で行うとともに、推進委員会事務局において公表書類を公開することにより行う。

4 公表の期間は、評価実施時の翌年度から2年程度とする。

(受審済証等の発行)

第7条 推進委員会は、前条の公表を行った後、受審証明書、受審済証及び受審済マークの使用権（以下、「受審済証等」という。）を評価機関を通じて事業者に付与するものとする。

2 受審証明書及び受審済証は、特別の事情を除き、各1枚付与するものとする。

3 事業者は、利用者に十分配慮し、適切な方法により受審済証等を使用するものとする。

4 前条の公表を行っていないものが、受審済証等を使用することはできない。

5 推進委員会は、前二項に定める内容に必要な場合や不正に使用していると疑われる場合には、そのものに対して、調査、指導及び助言を行うものとする。

(評価機関等の公開)

第8条 推進委員会は、評価結果の公表に当たっては、評価機関及び評価調査者等の関連情報の公開を行い、利用者の利用に当たっての利便性に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価事業の公表に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月19日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日一部改正)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日一部改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月1日一部改正)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日一部改正)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日一部改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

8 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会情報公開要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第17条に基づき、推進委員会において情報公開の推進に関し必要な事項を定め、福祉サービス第三者評価事業への理解と信頼の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「文書」とは、推進委員会委員及び職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及びCD、フロッピ等の電磁的記録（電子的方式及び磁気的方式）であって、推進委員会が保有しているものをいう。

2 この要領において「開示」とは、第5条から第14条までに定めるところにより、閲覧、視聴又は写しの交付等を行うことをいう。

(責務)

第3条 推進委員会は、この要領の定めるところにより、推進委員会が保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

2 推進委員会は、この要領の運用にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行うものとする。

(利用者の責務)

第4条 文書の開示を申し出ようとする者は、この要領に定めるところにより、適正な申出に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(開示の申出方法)

第5条 文書の開示の申出（以下「開示申出」という。）は、所定の様式（情報公開：様式第1号）による書面（以下「開示申出書」という。）を提出して行うものとする。

2 推進委員会は、開示申出書に不備が認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、その補正を求めることとし、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示申出に応じないことができる。

(文書の原則開示)

第6条 推進委員会は、開示申出に係る文書が、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）である場合を除き、開示申出者に対し、当該文書を開示するものとする。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報。

(2) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）で特定の個人を識別することができるもの、又特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利害を害するおそれがあるもの。

(3) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を含む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。

ただし、次のいずれかに該当する情報は除く。

ア 事業活動によって生じ又は生ずる恐れがある危害から、人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずる恐れがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報。

(5) 推進委員会の内部又は他団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損なわれる恐れ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 推進委員会が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる恐れその他、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの。

ア 調査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする恐れ

イ 会議に係る資料、議決事項、会議録等の情報であって、公開することにより、会議の公正又は適正な議事運営が著しく損なわれる恐れ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、推進委員会の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害し、もしくは特定の者に不当な利益又は不利益を生じさせる恐れ
エ 公にすることにより推進委員会における適正な人事管理の確保に支障を及ぼす恐れ

(文書の一部開示)

第7条 推進委員会は、開示申出に係る文書の一部に非開示情報が記録されている場合、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示申出の赴旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外を開示するものとする。

2 開示申出に係る文書に、特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を準用する。

(文書の存否に関する情報)

第8条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるときは、推進委員会は、当該文書の存在を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第9条 推進委員会は、開示申出に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知するものとする。

2 推進委員会は、開示申出に係る文書の全部を開示しないときは開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(開示決定等の手続)

第10条 第9条第1項及び第2項の決定に関する手続は、事務局職員が推進委員会委員長の必要な決裁を得た上で行うものとする。

(開示決定等の期限)

第11条 開示決定等は、開示申出があった日から原則として15日以内に行なうものとする。

2 やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、30日以内に決定するよう努めるものとする。

(理由の付記)

第12条 推進委員会は、第9条第1項又は第2項により開示申出に係る文書の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、第9条第1項又は第2項に定める書面にその理由を示すものとする。

(文書の開示の方法)

第13条 文書の開示は、文書、図画については、閲覧又は写しの交付により、電磁気記録については視聴、閲覧等の適切な方法により行う。

(費用の負担)

第14条 この要領による文書開示に係る費用は、無料とする。ただし、文書の写しの交付に要する実費については、開示申出者に負担を求めることができる。

(開示申出をしようとする者に対する情報の提供等)

第15条 推進委員会は、開示申出をしようとする者が容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、所有する文書の特定に資する情報の提供、その他開示申出をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、情報公開に必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月31日から施行する。

9 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会苦情対応要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第18条の規定に基づき、第三者評価事業に対する苦情に適切に対応することにより、評価事業の信頼確保や評価事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(苦情対応の窓口)

第2条 苦情の対応を円滑かつ公正に行うために、推進委員会は苦情受付窓口を設置する。
2 苦情の対応については、推進委員会内に設置している認証等委員会がこれを担当する。

(苦情対応の範囲)

第3条 推進委員会が行う苦情対応は、福祉サービス第三者評価事業に関する苦情とする。

(苦情の受付)

第4条 苦情の受付は、原則として文書（苦情対応：様式第1号）によるものとする。
2 郵送、電話、ファクシミリ又は電子メールなどのより、苦情の申し立てがあった場合は、事務局において聴き取り等の方法によって補完し、受け付けるものとする。

(報告)

第5条 苦情を受付けたときは、認証等委員会委員長（以下「委員長」という。）は、苦情の内容等を推進委員会委員長に報告するものとする。

(認証等委員会の開催)

第6条 委員長は、苦情を受付けたときは、苦情の対応方法等を検討するため、認証等委員会を開催する。
2 委員長は、認証等委員会で検討した苦情の対応についての経過及び結果を、推進委員会委員長に報告するものとする。
3 委員長は、認証等委員会を開催する必要が無いと判断したときは、認証等委員会を開催せず、その経過を付して推進委員会委員長に報告するものとする。

(運営適正化委員会等への報告)

第7条 推進委員会委員長は、認証等委員会の結論に基づき、必要に応じて運営適正化委員会又はその他の機関に連絡をする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、苦情対応に必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月31日から施行する。

10 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会文書取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、文書の適正な管理を図るため、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）における文書の收受、処理、保管、保存、廃棄等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の取扱い)

第2条 事務は、文書により処理をすることを原則とする。

2 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、常に処理結果を明らかにし、事務が円滑かつ適性に行われるようにしなければならない。

(公印の種類等)

第3条 公印は、職印及び機関印の二種類とし、そのひな型及び寸法は、別表1のとおりとする。

(公印の管理者)

第4条 公印の管理者（以下「公印管理者」という。）は、推進委員会の事務局長とする。

(管理の方法等)

第5条 公印は、堅牢な容器に納め、錠を施し、一定の場所に置き、その取扱いは厳正を期さなければならない。

2 公印は、公印管理者の承認を得た場合のほか、前項の場所以外に持ちだしてはならない。

(公印の調製、改刻及び廃止)

第6条 公印の調整、改刻及び廃止は、公印管理者が行うものとする。この場合において、青森県社会福祉協議会事務局長の承認を受けなければならない。

(文書の記号及び番号)

第7条 施行する文書には文書記号および文書番号を、收受文書には文書番号を付さなければならない。

2 文書記号は、別表2のとおりとする。

3 文書番号は、文書管理簿により付し、会計年度間を通じて順次一連番号とする。ただし、同一事案に関する文書の文書番号は、同一の番号とする。

(到達文書の処理)

第8条 到達文書は、次により取扱う。

(1) 文書管理簿に記入し、その文書の余白に收受印を押し、文書番号を記入の上、事務局長に配布する。

(2) 親展又は書留の文書は、封緘のまま事務局長に提出し、その指示により処理する。

(3) 文書に金券、有価証券、その他物品等が封入又は添付してあるときは、調査の上、文書の欄外にその旨を記載して処理する。

(起 案)

第9条 文書の起案は、起案用紙を用いなければならない。ただし、定例のもので様式の定めのあるものは、この限りでない。

2 最終決裁になった起案文書には、決裁年月日を記入しなければならない。

(発 送)

第10条 施行する文書は、浄書し、及び校合し、又は起案文書を複写するものとする。

2 施行する文書は、公印及び契印を押しなければならない。ただし、辞令、賞状、契約書等については契印を、軽易な文書等については公印及び契印を省略することが出来る。

3 公印は、文書を施行する都度、公印管理者の承認を受けて使用するものとする。

(印影の印刷)

第 11 条 定例の文書で、一時に多数印刷するものについては、青森県社会福祉協議会事務局長の承認を受けて当該文書に印影又は印影を縮小したものを印刷して、公印の押印に変えることができる。

(保 存)

第 12 条 完結した文書は、その種目に従って分類し、年度ごとに編綴して保存しなければならない。

- 2 文書の保存期間は、次のとおりとする。
 - (1) 第 1 種 10 年保存
 - (2) 第 2 種 5 年保存
 - (3) 第 3 種 3 年保存
 - (4) 第 4 種 1 年保存
- 3 第 1 種に属する文書は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 諸規程、要綱および要領
 - (2) 委員の選任、委嘱に関する書類
 - (3) 予算書、収支計算書及び事業報告書
 - (4) 会計に係わる重要な書類
 - (5) その他 10 年保存を必要とする重要書類
- 4 第 2 種に属する文書は、5 年の保存の必要を認める文書とする。
- 5 第 3 種に属する文書は、3 年の保存の必要を認める文書とする。
- 6 第 1 種から第 3 種までに属しないものは、これを第 4 種とする。

(文書の廃棄)

第 13 条 保存期間が満了した文書は、廃棄文書目録を作成し、事務局長の決裁を受けてこれを廃棄処分するものとする。

- 2 事務局長は、保存の必要があると認める文書については、さらに必要な保存期間を定めて、これを保存することができる。

(廃棄する文書の処理方法)

第 14 条 事務局長は、廃棄する文書のうち、他に漏れて支障がある内容が記載されてあるもの又は印章を悪用される恐れのあるものについては、削除、裁断、焼却、溶解等の処理をしなければならない。

(施行事項)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 26 日から施行する。

別表 1

- 1 青森県福祉サービス第三者評価
推進委員会之印
(評価機関の認証状等用)

進	三	サ	青
委	者		森
員	評	ビ	県
会	価	ス	福
之	印	推	第
		社	

寸法：30mm角.

- 2 第三者評価推進委員会委員長之印
(推進委員会が発送する文書用)

委	進	三	サ	青
員	委	者		森
長	員	評	ビ	県
之	会	価	ス	福
印		推	第	社

寸法：23mm角.

- 3 認証等委員会委員長之印
(認証等委員会の召集用)

福	祉	サ	ー	ビ	ス
第	三	者	評	価	
推	進	委	員	会	
認	証	等	委	員	
会	委	員	長	之	印

寸法：20mm.角

- 4 基準等委員会委員長之印
(基準等委員会の召集用)

福	祉	サ	ー	ビ	ス
第	三	者	評	価	
推	進	委	員	会	
基	準	等	委	員	
会	委	員	長	之	印

寸法：20mm角.

- 5 第三者評価推進委員会事務局長之印
(事務連絡等簡易な文書用)

事	進	三	サ	青
務	委	者		森
局	員	評	ビ	県
長	会	価	ス	福
之	印	推	第	社

寸法：20mm角..

別表 2

区分	文書記号
推進委員会事務局	青 評 委

1 1 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会委員の報酬及び費用弁償に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）に所属する委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 報酬は、推進委員会委員が次の各号の業務に従事した場合に支給するものとし、その額は、日額9,800円とする。

- (1) 推進委員会の業務に従事したとき。
- (2) 福祉サービス第三者評価認証等委員会の業務に従事したとき。
- (3) 福祉サービス第三者評価基準等委員会の業務に従事したとき。

(費用弁償)

第3条 費用の弁償は、委員が職務のため旅行する場合の旅費とする。

2 国内旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃にあつては、社会福祉法人青森県社会福祉協議会旅費規程の例により計算した額とし、日当及び宿泊料にあつては、別表の定額とする。

(委 任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月26日から施行する。

(別表)

日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	
同一県内旅行	その他の旅行	甲地方	乙地方
1,300 円	2,600 円	15,600 円	11,800 円

注 1 宿泊料欄中の甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。